

## スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム

平成28年4月13日 運営委員会申合せ

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致活動の過程で、スポーツ分野における日本政府の国際貢献策として、スポーツ・フォー・トゥモロー(以下「SFT」という。)を実施していくことを発表した。

SFTは、2014年から2020年までの間で、開発途上国をはじめとする100カ国以上の国において、1000万人以上を対象に、世界のよりよい未来のために、未来を担う若者をはじめあらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていく取り組みである。このプログラムを政府として着実に実施していくことは、2020年東京大会に向けた国際公約の一つである。

SFTは以下の3つの柱から構成される。

- ①スポーツを通じた国際協力及び交流
- ②国際スポーツ人材育成拠点の構築
- ③国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム(以下「SFTC」という。)と称する。

(目的)

第2条 SFTCは、行政機関、関係団体、大学、民間企業、NGO/NPO等が保有している知見の交換、情報ネットワークやデータベースの構築などにおける各機関の連携協力を促進し、国際社会にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていくことを目的とする。

(活動)

第3条 SFTCは、前条の目的を達成するために、スポーツを通じた国際貢献に関する次の活動を行う。

(1) SFTCメンバーのネットワーク形成・連携調整に関すること。

- ・ 会員の連絡調整会議の開催
- ・ スポーツを通じた国際貢献に関するニーズ収集・分析・連携調整
- ・ 国際貢献事業にかかる計画調整・実施
- ・ 国際関係機関との連絡調整

(2) ネットワークを活用した情報収集・分析・提供(情報共有)に関すること。

- ・ 現地情報、関係機関のカウンターパートからの情報の収集
  - ・ 各国情報のデータベース化
- (3) 調査研究に関すること。
- ・ 英国等の事例研究・分析
- (4) 事業効果の向上方策の検討に関すること。
- ・ S F T 認証（WEBサイト、ロゴ・ステッカー等）
  - ・ 国内外に向けたS F T 情報発信及び普及
- (5) その他、S F T Cの目的に資すること。

(会員)

第4条 S F T Cの構成員は、S F T Cの趣旨に賛同するスポーツ国際貢献に携わる団体、大学等、又はそれらを支援する団体等（以下「会員」という。）から成る。

2 会員は、S F T Cの行う活動に参加し、S F T Cからスポーツ国際貢献に関する情報等を受けることができる。なお、S F T Cから知り得た秘密を会員以外の者に漏洩してはならない。

3 会員は、スポーツを通じた国際貢献に関して自らが持つ情報をS F T Cに提供するよう努める。

(入会)

第5条 S F T Cに会員として入会を希望する団体は、所定の入会申込書を提出し、運営委員会の承認をうけるものとする。承認の基準は別に定めるところによる。

2 会員は、団体の名称や住所等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ることとする。

(会費)

第6条 S F T Cの会費は、無料とする。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするとき、事前に書面をもって届けることとする。

(除名)

第8条 S F T Cは、会員が次のいずれかに該当する場合、当該会員を除名することができる。

(1) S F T Cの趣旨又は目的に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。

(2) 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為を

したと認められる場合。

(3) 本申し合わせ事項に違反した場合。

(4) 法令又は公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。

(議長・副議長)

第9条 SFTCの議長は、スポーツ庁、副議長は外務省とする。

(運営委員会) ※コアグループ会議

第10条 SFTCに運営委員会を置く。

2 運営委員会の構成団体は以下の通りとする。

外務省

スポーツ庁

独立行政法人日本スポーツ振興センター

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際交流基金

公益財団法人日本体育協会

公益財団法人日本オリンピック委員会

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会/日本パラリンピック委員会

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

国立大学法人筑波大学

一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会

3 運営委員会は、議長・副議長の招集により開催する。

4 運営委員会の構成団体の追加は、運営委員会における承認事項とする。

5 議長・副議長が必要と認めた場合は、運営委員会にメンバー以外のものを出席させることができる。

(運営委員会の任務)

第11条 運営委員会は、SFTCの運営に関し、次の各号に規定する任務を行う。

(1) 会員の入退会・除名に関すること。

(2) 会員の招集に関すること。

(3) SFTCの活動に関すること。

(4) SFTC規約等に関すること。

(5) その他SFTCの目的に資すること。

(成果の公開)

第12条 SFTCの活動成果は、運営委員会の承認の上、広く公開されることを原則とする。

(事務局)

第13条 SFTCの事務を処理させるため、事務局を独立行政法人日本スポーツ振興センターに置く。

付則 1 この規約は、平成28年1月13日より施行する。